

令和7年度 岡山県立津山東高等学校 いじめ問題対策基本方針

令和7年3月 改訂

いじめに関する現状と課題

・本校でもいじめは毎年認知されている。認知された学年は1年生とは限らず、年度によってさまざまである。入学時や年度初めのクラス替え等で人間関係が変化
する時期の発生が多い。

・いじめの形態は、冷やかしかやからかい、嫌なことを言われる、仲間外れや無視をされる、などが多い。

・いじめについては、本人(アンケートを含む)や保護者からの相談、学級担任等からの聞き取り等で発覚している。その際、いじめ防止対策委員会を中心に、学
年団、生徒支援部、養護教諭、教育相談室と連携し、場合によってはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家につなげるなど、組織
的に対応している。

・本校生徒のほとんどが情報通信機器(パソコン、スマートフォン等)を使用しており、SNSで長時間やりとりを行っている場合が多い。個人情報や悪口等を書き込
み、問題となったケースもある。県が実施している「ネットパトロール」の情報からは、個人情報を掲載する等不適切な行為が散見される。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

(教職員の取組)

・校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、生徒支援部長のほか、教育相談室長・養護教諭・各学年および外部関係者も参画し、それぞれの立場から多面的な
取り組みを組織し、教員全体で統一的・継続的な指導を行う。

・教職員間で情報を共有し、いじめを受けた側、いじめた側の両者が正常に学校生活に戻れるように継続して指導を行う。同時に保護者に対しても情報の提供・
協力の要請を行い、その理解のもとに指導を継続していく。

・教育相談室が実施する「学校生活アンケート」と「教育相談アンケート」(1・2年生は年2回ずつ、3年生は年1回ずつ実施)、「STANDBY」をいじめの早期発見に
活用すると同時に、教職員間で情報共有を行う。

・年間2回の中学校・高等学校生徒指導連絡会(津山市青少年育成センター主催)や津山市内高等学校生徒指導連絡協議会で、中学校や関係機関との連携を
密にする。

(重点となる生徒主体の取組)

・SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)やインターネットの利用の実態を把握したうえで、その活用の仕方について各HRで話し合う。

・毎年6月の「いじめについて考える週間」を活用し、生徒会や各種委員会活動を中心に、生徒の主体的な活動を支援する。

